

かつら川

No.180



▲町の鳥「シジュウカラ」
(西桂町提供)

主な目次

新年のご挨拶	2
令和3年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	10
活動報告	16
令和4年度税制改正に関する提言(全法連)	18
大月税務署からのお知らせ	22
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	26
2022年の県内経済の展望	28
迎春(役員顔写真)	29
健康情報(生活習慣病)	37
第50回神社めぐり(白山神社・厄神社)	38
第37回高校生の税に関する標語(優秀作品)	40

西桂町 ▲雪の三ツ峠(西桂町提供)



▲町の花「水仙」
(西桂町提供)



▲町の木「赤松」
(西桂町提供)

消費税期限内納付
法人会一声運動



新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 細田 幸次



新年おめでとうございます。令和四年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、法人会事業運営及び事業活動に対し、深いご理解と多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

さて、日本国内では二カ年にわたる新型コロナウイルスが猛威を奮い、特に新規感染者数が過去最多となった第五波の流行は、深刻な医療逼迫をもたらしました。秋以降にはワクチン接種の効果等からようやく収束に至りましたが、新たな変異株が出現し、国内での第六波及び世界的な感染の再拡大が懸念されています。

このようなコロナ禍において、当会でも軒並み事業中止となった一昨年とは異なり、昨年はウィズコロナ時代の中で、感染拡大を警戒しながらも感染防止対策等の工夫を凝らし、計画された事業活動は概ね実施されてきました。しかしながら感染リスクが高いとされる飲食を伴う会員相互の親睦・交流に資する意見交換会や祝賀会等は未だ開催ができません。

い状態が続いており、特に八月二十日から九月十二日の期間には、当管内地域もまん延防止等重点措置が適用された為、九月七日に延期開催予定された創立七十周年記念式典は、中止に追い込まれ、大変残念でした。

公益事業の税の啓発活動では、青年部会主催の「高校生の税に関する標語募集」、女性部会主催の「小学生租税教室及び税金絵画・絵はがきコンクール」は、伝統事業を絶やすことなく、対象校の学校長、生徒や児童はもちろん、大月税務署長を始め関係各位のご理解とご協力を賜り無事を実施することができ、次代を担う生徒・児童達に税の意義や役割を正しく理解して頂けたものと思います。両部会長を始め担当支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。

年が明け、昨年創立七十周年の節目を迎えて、先人達が築き上げた伝統ある大月法人会の更なる発展に向けて、地域並びに税のオピニオンリーダーとして、税務当局との連携をより一層深め、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。会員皆様方を始め関係各位には更なるご支援とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。併せて感染症が終息し、新年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に皆様方の益々のご健勝とご事業のご発展を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

大月税務署

署長 林 英一



新年明けましておめでとうございます。令和四年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、細田会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、コロナ禍によりご自身のご事業にも大きな影響を受ける中、高い意識を持つて税知識の普及、納税意識の高揚等の活動に携わられましたこと、改めて深く敬意と感謝の意を表させていただきます。

特に、各支部・部会におかれましては、インボイス制度及び年末調整の仕方に関する研修会を開催し、会員の方の理解を深めていただきました。消費税のインボイス制度は、多くの事業者の方に影響のある制度です。皆様ご自身もご事業の実態に合わせて対応や準備を進めていただきますようお願い申し上げます。税務署としましては、皆様の制度へのご理解が一層深まりますよう、周知・広報活動を行って参る所存です。

さて、間もなく令和三年分の所得税等の確定申告期を迎えます。税務署におきましては、昨年に引き続き、「入場整理券」の配布により確定申告会場の混雑緩和を図り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組むとともに、自宅からパソコン等で申告書を送信できる「e-Tax」、ダイレクト納付等による「キャッシュレス納付」及び納税証明書の「オンライン申請」の一層の利用促進に取り組む所存であります。皆様におかれましては、ご自身のご利用とともに従業員の皆様にも積極的なご利用をお声掛けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一昨年来、新型コロナウイルスと人知との闘いが繰り広げられ、次々と現れる変異株に、その防御とワクチンや治療薬の開発で対抗している状況が続いています。その中で、一人一人の命を守るためではあるものの、様々な制限により、社会・経済活動が大きく傷つけられました。しかし、今年は寅年です。「寅は千里を走る」との言葉もあるように、令和四年が、勢いのある行動力溢れる年であることを願っております。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 吉元 潤



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

く新しき 年の始めの初春の

けふ降る雪のいや重け吉言く

一昨年、部会長就任と「平成」から「令和」へ年号も変わったときの新年の挨拶で用いた万葉集に収められた〈大伴家持〉の歌でございます。「新しい年の初めの初春の今日、降っている雪のように良いことが重なりますように」という意味で、新しい時代に、法人会と会員皆様方のご健勝とご繁栄を祈念しました。

ところがです。新年の祝賀気分も抜けきらない一月二十三日には、中国・武漢でコロナ禍による世界初のロックダウンが行われた。以来、世界的なパンデミックにより、人々の生活は一転し、法人会活動も自粛や

中止に追い込まれた。創立七十周年の記念式典が中止になったのは残念で仕方ないです。

そんな中で、青年部会としては三十七回を数える「高校生による税の標語募集」事業は富士吉田支部主幹の下、その伝統は脈々と受け継がれ、女性部会との共同開催の年末チャリティでは参加者の笑顔が戻り溢れた。全国青年の集い「佐賀大会」では、九名の有志が現地佐賀を訪れ、佐賀の経済に寄与し、会員相互の親睦を深める事になりました。

二〇二二年は、コロナ禍で変わり、停滞した法人会活動を見直し、改めて前進していけるきっかけの一年にしていきたいと考えております。

一昨年祈念した「良き事の積み重ね」に関しては、改めて全力でそこに向かう決意をし、頑張つて参ります。

私自身、二期目の任期を折り返すところにあります。残りの任期もつつがなく全うできます様に、青年部会員の皆様はもとより、税務当局、本会、女性部会、関係団体の皆様には、ご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 志村美貴代



新年明けましておめでとうございます。令和四年の年頭にあたり謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年もコロナで始まり、コロナで終わった年でした。特に爆発的感染となった第五波は昨年秋季以降にはほぼ収束かと思つた矢先に、新たな変異株が日本を含む世界各国で確認され、国内での第六波及び世界的な感染の再拡大が懸念されています。

長期間続くコロナ禍において、女性部会の活動も、まだコロナ以前には戻らず、マスク着用等の感染防止対策をとりながら概ね計画された事業を実施して参りました。特に主要公益事業となる小学生の租税教室及び税金絵画コンクールは大月東小で実施し、税の大切さとその果たす役割について学んで頂きました。児童の皆さんには税についての理解と大切さを感じて頂けた事と思います。さらに県内四法人会共催となる税金絵画がきコンクールは、大月東小、禾生第一小、西桂小の三校から合計

百二十二点の応募がありました。児童の皆さんには、これを機会に税というものにさらに関心をもつて頂けたら幸いです。入賞された皆さんには大変おめでとうございます。担当された大月支部の役員の皆様には大変ご苦勞様でした。この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

その他の公益事業となる、富士吉田支部担当の福祉施設慰問活動は白樺荘へ花の寄贈に変更し、前年は中止となった青年部会・女性部会合同年末特別研修会・チャリティーは飲食やアトラクションを控え、林大月税務署長の講演とチャリティー抽選会のみとして開催し、集まった収益金は富士吉田市社会福祉協議会へ寄付致しました。そして全国女性フォーラム新潟大会は五名が参加。テーマは「魅力ある女性部会にする為にく女性部会活動の活性化く」と題して、更に細分化した討議1と討議2に分けてディスカッションし、実りある情報交換会となりました。

今後も税に関する啓発活動を始め地域社会貢献活動や会員相互の交流を深める事業に取り組んで参りますので、部会員始め関係各位におかれましては、引き続きご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業の発展、加えてコロナに翻弄されない日々が一日も早く来ることを祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

令和三年年度納税表彰

令和三年十一月十六日(火)、大月税務署三階大会議室に於いて、納税表彰状等贈呈式が挙行政され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を以下ご紹介致します。受彰者の皆様おめでとうございます。

東京国税局長表彰

副会長

川上建設(株)

川上洋一郎様

署長表彰

常任理事 都留支部長

(株)ミネルバ

越石 賢一様

理事

三浦化成工業(株)

三浦 信様

署長感謝状

副会長

(有)吉沢製パン

吉沢 秀雄様

理事 青年部会大月支部長

(有)西忠エージェンシー 西室 信男様

関係民間団体長会会長感謝状

専務理事

公益社団法人大月法人会 小笠原能久様

理事

井出電気(株)

井出 隆様

理事

(株)平井製作所

平井 勉様

理事相当 青年部会幹事長

(株)テクト

宮下 崇様

女性部会大月副支部長

志村クリーニング店 志村ひろ子様



(有)西忠エージェンシー
西室 信男 様



(有)吉沢製パン
吉沢 秀雄 様



三浦化成工業(株)
三浦 信 様



(株)ミネルバ
越石 賢一 様



川上建設(株)
川上洋一郎 様



志村クリーニング店
志村ひろ子 様



(株)テクト
宮下 崇 様



(株)平井製作所
平井 勉 様



井出電気(株)
井出 隆 様



公益社団法人大月法人会
小笠原能久 様



関係民間団体長会会長感謝状



東京国税局長表彰 大月税務署長表彰・署長感謝状

(5)



正副会長会 第三回理事会

令和三年十月二十日(火)、午前十時・
十一時よりハイランドリゾートホテル
&スパに於いて開催。審議事項につい
ては、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、令和三年度上期活動報告及び代表
理事・業務執行理事の職務執行状
況報告、並びに令和三年度上期会
計報告の件
- 二、創立七十周年記念新春講演会・新
年賀詞交歓会開催について



報告事項

- 三、関係民間団体長会会長感謝状被贈
呈候補者推薦の件
- 一、創立七十周年記念事業の件
- 二、今後の主要事業の件
- 三、会員状況及び会員増強の件
- 四、福利厚生制度推進の件
- 五、インターネットセミナー利用状況
の件
- 六、令和三年度税制改正に関する提言
の件
- 七、大月法人会だより「かつら川」第
一八〇号発行の件
- 八、講演会・研修会等開催の件
- 九、その他



関係民間団体事務局長会
十月五日(火) 大月税務署
関係民間団体長会
十月二十二日(金) 大月税務署



創立70周年記念 令和4年新春特別講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和4年1月21日(金)
- 場 所：ホテル鐘山苑
- 新春講演会：午後3時～
講 師：元宮崎県知事・元衆議院議員 東国原 英夫 氏
演 題：「今求められる地方創生について」
- 賀詞交歓会：午後4時45分～

支部活動報告

河口湖東西支部税務研修会

十月二十七日(水) 富士レークホテル



富士吉田支部税務研修会・支部会議

十一月十五日(月) ホテル鐘山苑



河口湖東西支部特別講演会

十月二十七日(水) 富士レークホテル
講師：東京慈恵会医科大学病院 赤石定典氏



上野原支部総会・税務研修会

十一月十九日(金) 上野原市もみじホール



河口湖東西支部役員会

十月二十七日(水) 富士レークホテル



富士急グループ部会税務研修会

十一月二十四日(水) 富士急行本社



都留支部総会・税務研修会

十一月十一日(木) 山一



大月支部総会・税務研修会

十一月二十五日(木) 大月法人会館



第三十七回

「高校生の税に関する標語」
募集事業について

当該事業は、毎年十一月の税を考
える週間に合わせて青年部会が実施
しております。

令和三年度は富士吉田支部が担当
し、県立吉田高等学校、県立ひばり
が丘高等学校、私立富士学苑高等学
校の三校を募集対象校としました。

コロナ禍と言うこともあり大勢で
の事業協力依頼は避け、七月十三日



大月税務署長賞

に吉元青年部会長、小笠原専務理事
と私の三名で対象三校を訪問し、事
業協力をお願いし、同日に富士吉田
市に後援を頂くため、前田副市長に
面談し、快く引き受けて頂きました。
九月中旬までに三校から総数
七四五作品の応募があり、九月
二十四日に富士吉田支部役員による
一次選考会を実施し、百作品に絞り
ました。その後は親会の正副会長及
び青年部会員の皆様に郵送にて二次
選考投票をお願いし、さらに三十九
作品に絞り込みました。
十月十二日、大月法人会館に於い
て最終選考会を開催し、特別賞五
作品、金賞から入選佳作までの合計
三十一作品を選考決定致しました。



富士吉田市長賞



東京地方税理士会大月支部長賞

十一月九日、富士吉田南コミュニ
ティーセンターに於いて、大月税務
署から林署長、山口統括官、木村上
席官、富士吉田市から前田副市長、
東京地方税理士会大月支部から志村
副支部長にご臨席賜り、厳粛な雰囲気
の中、表彰式を執り行いました。
コロナ禍での実施となり、例年に
比べて人数の制限とタイトなスケ
ジュールになりましたが、ご協力を
頂きました関係の皆様、そして素晴
らしい標語の数々を考え応募して下
さった高校生の皆様に、心より感謝
申し上げ、報告とさせていただきます。
青年部会富士吉田支部長 渡邊三雄



青年部会長賞



大月法人会長賞



税務署掲示



表彰式 集合写真

令和3年度 第37回 高校生の税に関する標語 優秀作品

大月税務署長賞

税金で 社会の一員 自覚する

ひばりが丘高等学校 四年 宮下せいか

富士吉田市長賞

税金は 社会の元気の 源だ

富士学苑高等学校 二年 藁科乃々佳

東京地方税理士会大月支部長賞

密避けて 家で簡単 e-Tax

吉田高等学校 三年 丸山 華穂

大月法人会長賞

ありがとう 思いを込めて 納税を

富士学苑高等学校 一年 渡邊 智也

大月法人会青年部会長賞

税金は 見えないつながり 支え合い

吉田高等学校 三年 平井 凜菜

金賞

税制度 学んで私も 納税者

吉田高等学校 三年 小山田莉乃

税金は 国を支える 架け橋に

ひばりが丘高等学校 一年 久内 春奈

銀賞

税金を 納めて安心 mylife

富士学苑高等学校 二年 鈴木慶次郎

納税が 未来の日本に 花咲かす

ひばりが丘高等学校 一年 須田 結愛

銅賞

納税は 地域を支える 第一歩

吉田高等学校 三年 齋藤 大誠

税金を 納めて暮らし 生き生きと

富士学苑高等学校 二年 森田 泰弘

入選

納税も スマホで簡単 e-Tax

吉田高等学校 三年 渡邊 彩希

守りたい 明るい未来を 税金で

吉田高等学校 三年 武藤 匠

納税で 守ろうみんなの 社会と暮らし

吉田高等学校 三年 勝俣 桜

税金を 納めて作る この世界

富士学苑高等学校 二年 榎屋銀次郎

税金が 輝く未来 切り拓く

富士学苑高等学校 二年 天野 志優

この税も きつと誰かを おもてなし

富士学苑高等学校 一年 羽田 美夢

未来への 投資と思って 納税を

富士学苑高等学校 一年 畑山 樹

税金は 知ると役立つ 良い知識

ひばりが丘高等学校 三年 山下奈留未

支える税 人々の暮らし 安心に

ひばりが丘高等学校 四年 板垣 瑠偉

納税で 明るく平和な あなたの未来

ひばりが丘高等学校 三年 吉澤 生

佳作

未来へと 継がるかけ橋 消費税

吉田高等学校 三年 土屋 一貴

スマートに 申告納税 e-Tax

吉田高等学校 三年 眞田 ゆき

近い未来 私も納めて 恩返し

吉田高等学校 三年 堀内 萌子

めくもりと ユーモア溢れる ふるさと納税

吉田高等学校 三年 中村咲耶子

税を知り 平和な未来 切り開く

富士学苑高等学校 一年 三枝 琳

納めよう 未来を作る きぼう税

富士学苑高等学校 二年 志村 颯

消費税 だれでもできる 国づくり

富士学苑高等学校 一年 村松 凌

納税で みんなの笑顔 生みだそう

ひばりが丘高等学校 四年 戸 宇

消費税 ボクらの未来 創るため

ひばりが丘高等学校 一年 大井 權

税金で 未来を守る 私たち

ひばりが丘高等学校 二年 清野 瑠理

(9)



青年・女性部会チャリティー打合せ
十月二十六日(火) 大月法人会館



標語・絵画・絵はがき最終選考会
十月十二日(火) 大月法人会館



少年野球教室
十月二十四日(日) 吉田小学校
講師：野村弘樹氏(元横浜ベイスターズ)



青年部会・女性部会合同年末特別研修会・チャリティー
十二月二日(木) ホテル鐘山苑
講師：大月税務署長 林 英一氏



青年部会・女性部会寄附
十二月十五日(水) 富士吉田市社会福祉協議会



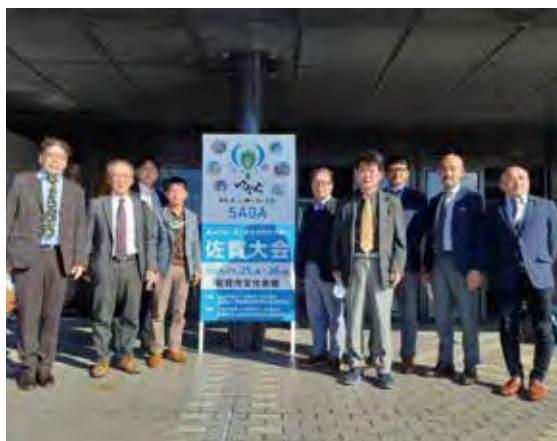
県内四法人会共催
少年サッカー教室・税金教室
十一月十四日(日) リーディングインクスタジアム



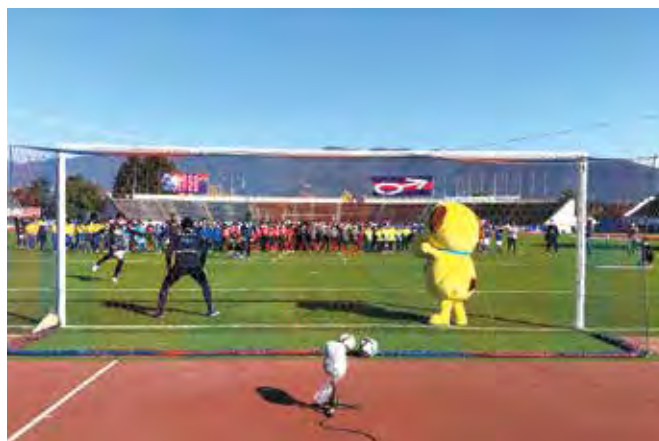
税金教室



開会式



全国青年の集い(佐賀大会)
十一月二十六日(金) 佐賀市文化会館



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室



野球大会



大月税務署 木村上席官による税金教室

少年野球大会・税金教室
十二月五日(日) 山中小学校



絵画 大月税務署長賞

令和三年度小学生による
「税金絵画コンクール」
「税金絵はがきコンクール」
前号の「かつら川」にて報告の通り、女性部会大月支部担当による当該事業も終盤に入り、絵画は大月東小より四十七点、絵はがきは大月東小、禾生第一小、西桂小の三校より合計百二十二点の応募があり、租税教室で学んだ成果も窺えると同時に、色彩豊かな立派な作品が集まりました。支部による一次選考会を経て、後援を頂いた大月税務署長、大



絵画 東京地方税理士会大月支部長賞



絵画 大月市長賞

月市長、税理士会大月支部長をお招きして、最終選考会を開催し、絵画は特別賞九点を含めて全二十九点の作品が入賞。絵がききは特別賞九点を含め三十三点の作品の入賞が決定しました。入賞された児童の皆さん



絵画 大月法人会長賞

には賞状と副賞を準備し、各校へ出向き表彰式を執り行いました。特別賞受賞者の方には、林大月税務署長、志村女性部会長から一人ひとりに手渡されました。受賞後の記念写真の後の子供たちの笑顔がとても印象的でした。

コロナ禍の中、作品を応募された児童の皆さん、ご指導を頂いた各小学校の校長先生を始め担任の先生方には深く感謝申し上げます。また大月税務署始め関係各位のご理解とご協力を賜りまして当該事業を無事に成し遂げることが出来ました事に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

女性部会大月支部長 清水美恵子



絵画 表彰式集合写真（大月東小学校）



絵画 大月法人会女性部会長賞



絵画 税務署展示



絵画 都留信用組合展示



大月市長賞 大月東小学校 六年 幡野 大和



大月税務署長賞 大月東小学校 六年 井上 美羽



大月法人会会長賞
大月東小学校 六年 大井 稜己



東京地方税理士会大月支部長賞
大月東小学校 六年 加藤 姫花



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 六年 小碓 愛華



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 六年 奥脇 結良



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 六年 齊藤 空



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 六年 小宮 瑞貴



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 六年 横瀬 瑛乙

小学生の税に関する絵画コンクール入賞作品 特別賞

小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞作品 特別賞



大月法人会長賞
西桂小学校 5年 横田 果音



大月税務署長賞
西桂小学校 5年 前田 真里



山梨県法人会連合会優秀賞
禾生第一小学校 6年 橘 友彩



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 橋本 幸奈



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 郷田 七海



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 坂根 瑠華



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 5年 大石 玲穂



大月法人会女性部会長賞
大月東小学校 6年 幡野 大和



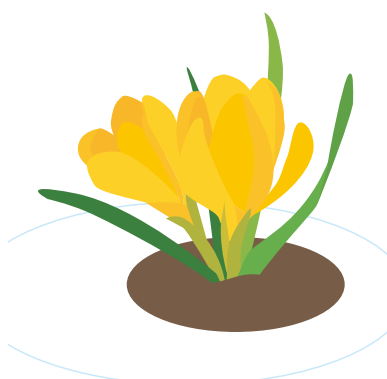
大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 増本 翔太

令和三年度大月法人会女性部会主催
第十一回小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞者

上野原・大月・都留支部合同税務研修会
十一月二十三日(火) 富士レークホテル



全国女性フォーラム（新潟大会）
十一月十七日（水）
朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター



コーラス部会議
九月二十四日 大月法人会館

九月二十四日 大月法人会館



富士吉田・河口湖支部合同税務研修会
十一月十七日(水) 富士レークホテル

かつら川封入作業
九月二日(木) 大月法人会館



組織・厚生合同委員会
十一月五日(金) ホテル鐘山苑



総務委員会
十月十四日(木) 大月法人会館



SDGs研修会
九月二十九日(木) 大月法人会館
講師：ナレッジフォース・パートナーズ 藤原敬行氏



研修・税制合同委員会
十月二十六日(火) 大月法人会館



トヨタ未来都市構想研修会
十一月四日(木) 大月法人会館
講師：オフィスにしむら 西村秀幸氏



広報委員会
十二月二日(火) 大月法人会館



県連正副会長会・県連理事会
十一月 四日(木) 甲府法人会館
十二月二十二日(月) ベルクラシック甲府





新設法人説明会
十月十三日(水) 大月法人会館
十二月十五日(水) 大月法人会館



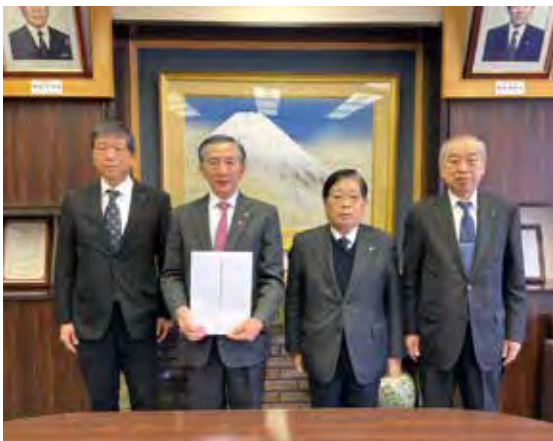
東京国税局との意見交換会
十二月一日(水) 甲府常磐ホテル



税制改正提言書提出
十一月二十二日(月) 都留市役所



決算法人説明会
十月 十五日(金) 大月法人会館
十一月二十二日(月) 大月法人会館



税制改正提言書提出
十二月二日(木) 富士吉田市役所



税制改正提言書提出
十一月二十二日(月) 大月市役所

新入会員紹介

○株式会社まるや

(富士吉田市下吉田七〇六一六)

代表取締役 渡邊 将

○株式会社リプルコンサルタント

(都留市上谷六〇一十二)

フェスタインビル二F-D)

代表取締役 中野 健一

○株式会社弥佑

(富士吉田市下吉田四〇一〇二)

萱沼ビル一A)

代表取締役 小林 佑輔

○株式会社ピュアエントティイー

(富士吉田市中曽根二一三二一四)

代表取締役 田形 恵美

○有限会社河静クリーンサービス

(富士吉田市下吉田一一三二一九)

代表取締役 渡邊 歌美

令和四年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合会

《はじめに》

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大作を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長の力ギとなる。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2021）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靱化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化

を踏まえた対応が求められる時代に入ってきたといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかにになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

《基本的な課題》

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借

金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にし、置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1、財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れない。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた1人10万円の特定期間給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決まらずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の

繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてはほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2、社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる

改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬(本体)の改定年にあたる。これを機に、次なる新型コロナウイルスが発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者としてでない者などにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、

企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3、行政改革の徹底

新型コロナウイルスの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化している。国民はデジタル庁が大きな政府につながるという、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4、マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策

でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-Taxやe-LTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報保護の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうかが前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5、今後の税制改正のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれをもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などどう対応するかという視点等を

踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強靱化を目的としている。経済界も単なるビジネスだけを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合（EU）内では税率引き下げ

競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス（逆説）論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえず、その対応は杜撰の排りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我

が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、

地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実 平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し 取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、

円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4、消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(2)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(3)令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ．地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていないことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備す

る必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得ない。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えない。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）

の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ．震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適

切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V．その他

1、納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2、環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3、租税教育の充実

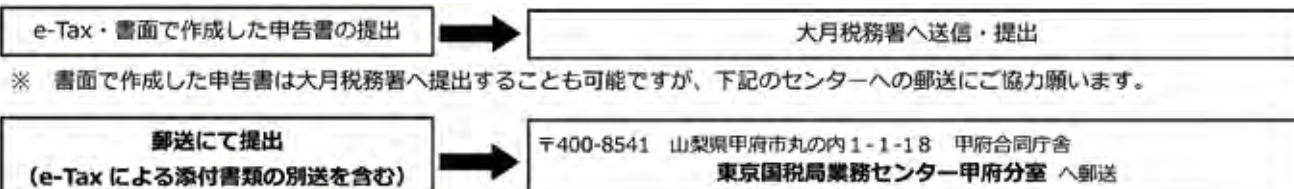
税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

申告書作成会場 の開設について

～郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です～

開設期間	会 場	所 在 地	時 間
2月8日(火) ～ 3月15日(火) ※土、日及び祝日を除きます。	大月税務署 3 階	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで

- 令和3年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をお勧めします。
- 還付申告をされる方は、上記開設期間（2月8日）の前でも相談を受け付けております。
- 駐車場は使用できますが駐車スペースに限りがあり、満車時は周辺道路での入場順番待ちはできません。



会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
 - ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
 - ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
 - 入場の際に検温を実施しており、37.5 度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

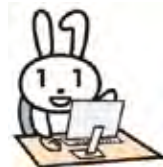
申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。





大月税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 Tel 0554(22)3151（代表）

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からの e-Tax をご利用ください～

STEP
1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

（所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。）

STEP
2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP
3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダライタをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

確定申告



スマートフォンはこちら



税理士による 無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(火) ～2月2日(水)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原3832	午前10時から12時まで 午後1時から3時まで 【オンラインによる事前 申込をお願いします】
2月3日(木) ～2月4日(金)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	
2月7日(月)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津1700	

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。

○令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。

○オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。

○オンラインによる事前申込についてのお問い合わせは、東京地方税理士会（045-243-0511）又は東京地方税理士会大月支部（0555-22-8481）へお願いします。

○一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、是非オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://eoubie.com/login120/booking_page?currentPageContent

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。



注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の医療費通知情報（保険診療分）が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通した医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1

マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2

マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら



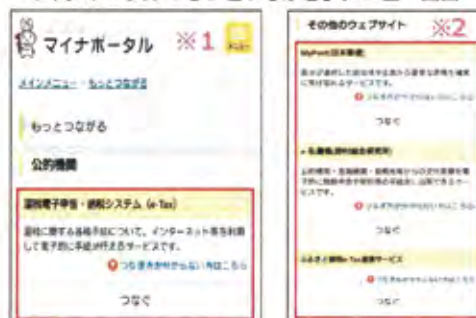
STEP 3

マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4

証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）がマイナポータル連携に対応していることと、どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れで行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



STEP 5

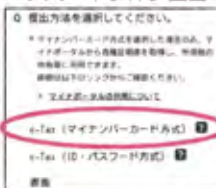
確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー」(<https://www.pay-easy.jp/>)でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp/>)からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	・e-Taxで申告をされている方 ・源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方 ・日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・ダイレクト納付利用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
振替納税	・申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要がある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税（個人）	・制限なし
インターネットバンキング等	・e-Taxで申告をされている方 ・インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方	・e-Tax利用開始届出書の提出 ・インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利用できない税目あり	・金融機関により異なる
クレジットカード納付	・クレジットカードを利用されている方 ・インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方	・クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり	・1,000万円未満かつカード利用可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても
 自宅で国税と地方税の
 納付ができるね



利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間
 （注）休祝日の翌連勤日は8時30分から利用開始となります。
 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性(A)
 この印刷物は、印刷時の廃棄物を削減するために、リサイクル紙を使用しています。

二〇二二年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部 部長 小柳 哲 史

昨年の県内経済を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が窺われるなかで、観光関連やサービス消費など一部に弱い動きがみられましたが、好調な機械工業が牽引役となり、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

今年の景気を展望しますと、国内経済は、ワクチン接種の進展に伴い経済活動への制限が和らぐことや、子育て世代への給付金・クーポン券の支給、GoToトラベル・イートの再開など各種経済政策が下支えとなり、持ち直しの動きが維持されるとみられます。

県内経済も、生産面において機械工業が増勢を維持するなかで、企業収益や雇用・所得環境の改善を通じて設備投資や個人消費に更に波及していくことが期待され、回復の動きが続くと見込まれます。ただし、新型コロナウイルス変異株の動向など、感染の拡大状況次第で経済活動の抑制と緩和が繰り返されることから、そのペースは緩やかなものにとどまるとみられます。また、半導体

をはじめとした部品・部材不足や、原油価格・原材料価格の上昇、円安の進行などの不安材料も多く、先行きに対して不透明感の強い状況が続くと考えられます。

項目別にみますと、個人消費は、ワクチン接種が着実に進んでおり、外出・消費に対する前向きな動きが徐々に顕在化するとみられます。また、店舗・消費者の感染防止対策が定着するなかで、政府や県・自治体などの需要喚起策もあり、持ち直しの動きが強まっていくと考えられます。

設備投資は、回復基調で推移するとみられます。機械工業において、生産能力増強投資が一定の水準を維持するほか、人手不足対策としての自動化・省力化投資が増加していくと見込まれます。山梨中央銀行が実施した「県内企業経営動向調査」における二〇二一年度下期(二〇二一年十月～二〇二二年三月)の設備投資計画においても、実施予定率が改善するほか、投資予定額も増加に転じる見通しにあるなど前向きな姿勢

が窺われます。

生産面は、半導体製造装置や工作機械、電子部品などを中心に機械工業が好調を維持するとみられます。

また、半導体不足の解消が進むなかで自動車部品も増加基調に転じると考えられます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、人口減少等による国内需要の伸び悩み、輸入品との競合激化などから、機械工業と比べると総じて厳しい局面が続くと思われます。ただし、コロナ禍において、インターネットを活用した新たな販売チャネルの拡大や新規イベントの創出などに取

り組む先も増えており、新しいスタイルでのビジネスチャンスが広がるものと考えられます。

なお、観光関連は、国内旅行への高いニーズに加え、政府や自治体の需要喚起策を受けて、回復基調で推移するとみられます。また、マイクルーズの機運も高まるなかで、首都圏に近い優位性を生かした国内観光客の取り込みが期待されます。さて、陰陽五行によると、二〇二二

年は「壬寅(みずのえ・とら)」にあたります。「壬」には、植物の内部に種子が生まれた状態という意味があります。また、「寅」には、草木が初めて地上に生じる状態、同僚、つつしむ、助けるという意味があります。このため、「壬寅」は「新たな局面に向け、一致団結する年」ということになりましようか。

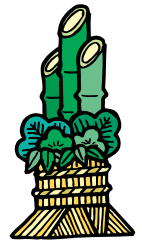
二〇二一年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き厳しい経済環境下にありましたが、ワクチン接種の進展や新しい生活様式の実践などにより、感染症の脅威を打ち破ることを予感させる年でもありました。壬寅の二〇二二年は、お互いに協力・連携し合うことで、この予感を現実のものとし、苦しい時期を乗り越えることができるかもしれません。ウイズコロナ、アフターコロナの新时代に向け、「寅亮(いんりょう)」し、「龍虎の勢い」で飛躍する年としたいものです。

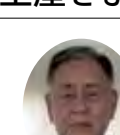
※寅亮：敬んで協力すること

※龍虎の勢い：勢いが盛んなこと



迎春



 相談役 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 (株)新名製作所 新名 米光	 相談役 (株)榎田商店 榎田 則夫	 相談役 アイトー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久	 顧問 法人会前専務理事 原田 威	 顧問 法人会元専務理事 滝口 哲夫
 副会長 日伸総建(株) 志村美貴代	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎	 会長 (株)富士山アグリファーム 細田 幸次	 相談役 東京地方税理士会大月支部 渡邊 儀春	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 小池 幹彦	 相談役 小林工業(株) 小林余し緒	 相談役 (株)山岸旅館 外川 凱昭
 常任理事 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 吉田精工(株) 吉元 潤	 副会長 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 副会長 (株)吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 (株)梶原工業所 梶原 秀博	 副会長 (株)メイト 山口 照義
 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 (株)大森工務所 大森 剛仁	 常任理事 (株)印刷エトリ 餌取 一成	 常任理事 (株)ミネルバ 越石 賢一	 常任理事 演野屋ティートラスト(株) 天野 太文	 常任理事 甲陽産業(株) 三木 範之	 常任理事 (株)土屋製作所 土屋きよ美
 常任理事 (株)協和生コン 倉澤 鶴義	 常任理事 (株)フロスジャパン 柏木 修	 常任理事 富士観光開発(株) 小谷田 融	 常任理事 富士水熱設備工業(株) 高村 浩明	 常任理事 伊東商店(株) 伊東 貴也	 常任理事 都留信用組合 渡邊 和彦	 常任理事 秋山土建(株) 立川 正史
 理事 (株)西忠エージェンシー 西室 信男	 理事 (株)龍美建設 清水美恵子	 理事 (株)ナイトー建商 内藤 定子	 理事 市川リース(株) 市川 公子	 理事 (株)尾形製作所 尾形 直	 理事 (株)トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設(株) 白木 孝郎

 理 事 (株)長田電材工業 菊地 明久	 理 事 (有)山口製作所 山口 光子	 理 事 (有)中村薬局 金巻 裕	 理 事 山二商事(株) 赤澤 克夫	 理 事 (株)ユーシン 荻原 秀祥	 理 事 (有)井上石油 井上 博之	 理 事 (株)平井製作所 平井 勉
 理 事 宮川電気(株) 奥脇 芳弘	 理 事 吉田タクシー(有) 渡邊 千恵	 理 事 (有)こみたけ売店 小佐野昇一	 理 事 (株)桑原興業 桑原 安男	 理 事 芙蓉実業(株) 山下佐一郎	 理 事 (株)マシナリー 宮下 完爾	 理 事 (株)渡辺商店 渡邊 稔
 理 事 (株)富士レークホテル 井出 泰済	 理 事 (有)山岸旅館 外川 桂子	 理 事 (有)サンスペースアメニティ 河内 正子	 理 事 三浦化成工業(株) 三浦 信	 理 事 (株)大森林業所 大森 保廣	 理 事 エスプラン(株) 白井恵美子	 理 事 (株)山梨重機 横打香代子
 理事相当 (株)ユーキ 小泉 裕次	 理事相当 富士航空電子(株) 吉澤 武司	 監 事 (株)田中屋 佐々木弘之	 監 事 (有)小林仏壇 小林 清哲	 監 事 (株)吉野土建 吉野 保美	 理 事 (株)コバヤシ工業 小林ゆくよ	 理 事 井出電気(株) 井出 隆
 理事相当 (有)丸栄不動産 熊坂栄太郎	 理事相当 中村エンジニアリング(株) 中村 武	 理事相当 (有)西室運送 西室 将士	 理事相当 濱野屋ティートラスト(有) 天野 統一	 理事相当 (有)土屋輪業 土屋 和也	 理事相当 (有)大中精機製作所 市川 賢一	 理事相当 大一木材(株) 小林 宏好
 理事相当 (有)東京屋製菓 中村 元	 理事相当 渡秀工業(株) 渡辺 浩次	 理事相当 パイロット測量設計(株) 堀内 満	 理事相当 (有)小池時計店 小池 久司	 理事相当 山崎織物(株) 山崎 泰洋	 理事相当 堀内電気(株) 堀内 慎也	 理事相当 奥秋建設(株) 奥秋 公大
 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 良孝	 理事相当 (株)渡辺工務店 渡邊 教彦	 理事相当 (株)CATV 富士五湖 武川 哲也	 理事相当 テクト(株) 宮下 崇	 理事相当 (株)シラス自工 白須 一政	 理事相当 三和建設(株) 渡邊 三雄	 理事相当 (有)寿司華 岩田 伸吾

 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 (有)コタカ電化 小高 洋子	 理事相当 (株)臼井自動車 臼井佳津子	 理事相当 (株)アトラス測量 大石 秀世	 理事相当 (株)エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 (株)サイコ 三浦 敬伯	 理事相当 (有)旅館松屋 渡辺 松氏
 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 (株)オプトナカムラ 中村 勝子	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 林美	 理事相当 (有)天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 (株)渡辺商店 渡邊ふく子	 理事相当 (株)ツルタ 鶴田みさ子	 理事相当 堀建トーヨー住器(株) 堀内 花代

- 総合ビル管理業(清掃・害虫・設備)
- 清掃用品レンタル業務(マット・モップ・芳香剤)
- 貯水槽清掃管理 ■エアコン清掃(分解・点検)
- 空気環境測定業 ■各種クリーニング工事(ガラス・フロー・ジュウタン)
- 業務用トイレットペーパー・ペーパータオル・業務用ゴミ袋



株式会社 ミネルバ

代表取締役 越 石 賢 一

知事登録

○建築物環境衛生総合管理業 富 21 総 第2号
○貯水槽清掃業登録 富 21 貯 第5号

〒402-0035 山梨県都留市夏狩1641-1
TEL 0554-45-1119 FAX 0554-45-3339



プラスチック射出成形加工 / 2色成形加工 / 金型設計製作

三浦化成工業株式会社

代表取締役 三 浦 信

〒401-0512
山梨県南都留郡忍野村内野582番地
TEL 0555-84-2341
FAX 0555-84-3771
E-mail : mk-miura@miuraka.co.jp
ホームページ : <https://www.miuraka.co.jp>

ISO 9001 : 2015 認証取得
ISO 14001 : 2015 認証取得





手造りパン工房 サンクルー

富士吉田市中曽根3-11-43
TEL.0555(24)3339

有限会社

○保 険 部 ○教 材 部

西忠エージェンシー

代表取締役 西 室 信 男

〒409-0613 山梨県大月市猿橋町伊良原64

TEL 0554-68-3353 FAX 0554-68-3354 E-mail miena@olive.ocn.ne.jp



謹
賀
新
年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様
に
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和四年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 山梨支社

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

法人会会員の
みなさまへ

法人会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプα [無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)]



ポイント1 安心の長期保障

経営者が万の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0～100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時にのみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

※この保険には満期保険金・配当金はありません。

※この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

※この制度は、法人会会員向けの制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取り扱いとなることがあります。

※ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/
山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

F-2019-1002(2019年8月7日)



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット



充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

山梨支店

〒400-0032

山梨県甲府市中央2-9-21

TEL 055-228-6311 FAX 055-233-5323

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)



Hotel Kaneyamaen

ホテル鐘山苑

〒403-0032

山梨県富士吉田市

上吉田東9-1-18

TEL0555-22-3168

FAX0555-22-3935



随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】

7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7カ所あります。
見つかりますかな？（答えは36ページにあります。）



間違い探し『本朝廿四孝』の答え

- ①雲の流れの長さ(左上)
- ②花の向き(中上)
- ③かんざし(右上)
- ④眉の角度(左中)
- ⑤扇子の柄(中央)
- ⑥橋の欄干(右中)
- ⑦刀の長さ(左下)

【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう）

専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。

現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

所得稅など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

**納税には
ダイレクト納付が
便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得稅など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダーライター）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

e-Taxを利用して所得稅及び復興特別所得稅の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略 (注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。

法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス
www.e-tax.nta.go.jp

検索



生活習慣病を 予防するための基礎知識

●運動編～こまめに身体を動かそう！

生活習慣病の予防・改善に効果的なのは、全身を動かして大量の酸素をとりこむ有酸素運動です。ムリなく続けられそうなものを、まずは短い時間から始めてみましょう。日常生活のパターンをほんの少し変えるだけで、運動につながります。まずは、こまめに身体を動かしていれば、ちゃんと健康につながります。

効果的な有酸素運動

- ・ウォーキング
- ・エアロビクス
- ・軽いジョギング
- ・スイミング
- ・サイクリング
- ・水中歩行 など

これらの運動により、糖や脂質の代謝が活発になり、内臓脂肪の減少が期待されます。その結果、血糖値や脂質異常、血圧の改善、すなわち生活習慣病の予防につながるのです。

いつもの生活の中で出来ることから、少しずつ始めてみましょう。

運動習慣・改善のポイント

- エスカレーターやエレベーターがあっても使わず階段を使うようにする
- 近所に出かけるときは、クルマや電車を使わず、歩いてみる
- 電車やバスを使うときは、一つ手前で降りて歩いてみる

健康
豆知識

～楽しく禁煙！～

「置き換え」で禁煙にチャレンジ！

喫煙族にとっては、なかなか住みにくい社会になってきました。「禁煙しよう」と思ってチャレンジしても、ふとしたきっかけでまた吸い始めてしまった・・・という方も多いことでしょう。

これは、喫煙がただのニコチン中毒ではないことを物語っています。喫煙により心地よいと思う「習慣そのもの」を変えることは、とても難しいことなのです。

自分では意識していなくても、何かのきっかけで、人は煙草を吸いたくなります。たとえば、コーヒーを飲むとき、お酒の席に着いたときなど「たばこを吸いたい」状況・環境になると喫煙する「習慣」がついてしまっているのです。

これらの無意識の習慣を変えて、禁煙を成功させる方法の一つとして、きっかけを取り除くだけでなく、きっかけの後の行動を別の行動に「置き換える」という方法があります。

例えば、朝起きてすぐに一服する習慣のある方は、寝起きすぐに冷たい水を飲んだり、ストレッチをして、タバコを吸う代わりに別の行動をします。食後の一服が習慣になっている方は、食事が終わったらすぐに歯磨きをしてみる、などです。家でタバコにすぐ手が伸びてしまう場合、手持ち無沙汰な時間をなくするために、空いた時間が出来たらウォーキングに出かけるなどの方法もいいでしょう。

このように、タバコを吸うこととセットになっていた行動そのものを他の行動に置き換えて、タバコを吸うきっかけを減らしていきます。

禁煙する＝「我慢」と考えると、ますます禁煙が遠のいてしまいます。今まで何気なく吸っていた喫煙の時間を別の行動に置き換えることで、楽しく禁煙する時間に変えてしまいましょう。少しずつタバコの本数が減っていけば、禁煙成功も夢じゃないかも？



神社めぐり

第50回

白山神社(旧指定村社)

鎮座地 南都留郡西桂町倉見一〇二九
御祭神 伊邪那岐尊、伊邪那美尊

菊理姫命

例祭日 四月十五日

宮司 佐藤秀次

総代長 相川 洋

境内地 一〇三二坪六八

氏子戸数 一四六戸

崇敬者数 三二人

由緒沿革

人皇五十六代清和天皇の御宇貞観十七年加賀国石川郡白山比女神社分霊奉遷座。天文元年(一五三二年)七月造営、その後天正二年(一五七四年)申戌元禄八年(一六九五)巳年亥七月造営、明治五年三月村社に列せられ昭和三年九月十五日、神饌幣帛料共進指定神社。





厄神社

鎮座地 南都留郡西桂町倉見一八六

御祭神 素戔鳴尊

例祭日 四月十五日

宮司 佐藤秀次

総代長 相川 洋

境内地 七五坪

氏子戸数 一四六戸

崇敬者数 三六人

由緒沿革

社伝によると、文明・長享・延徳年間（二四六九～一四九一）のうち約十年ばかりは毎年疫病が流行して死する者その数を知らずという悲惨な状態であった。その後、永正・大永年間（一五〇四～一五二七）にも悪疫が流行して幼児の死者が甚だしく、両親なども生きた心地



がしなかった。

その上、連年の暴風雨・洪水・飢饉・大火等の天災地変により人心の不安は極度に高まった。そして、天文三年（一五三四）またまた疫病が流行したため、厄神社が創祀され、悪疫流行の除去及び天下泰平と人心の安定に努めたという。

二月の節分には追儺式（厄払い）を行う。倉見の厄年（男二五歳・四二歳・六〇歳、女一九歳・三三歳・六〇歳）の男女が菓子などをまいて厄払いをする。鳥居の傍らの石灯籠には文政年間（一八一八～一八三〇）に建てられたとぎざまれている。昭和六一年（一九八六）に本殿が新築された。

平成二十四年三月

西桂町教育委員会

西桂町文化財保護審議会



令和3年度

第37回 高校生の税に関する標語

優秀作品



公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

税金で 社会の一員 自覚する

ひばりが丘高等学校 4年次 宮下せいか

富士吉田市長賞

税金は 社会の元気の 源だ

富士学苑高等学校 2年 藁科乃々佳

東京地方税理士会
大月支部長賞

密避けて 家で簡単 e-Tax

吉田高等学校 3年 丸山 華穂

大月法人会長賞

ありがとう 思いを込めて 納税を

富士学苑高等学校 1年 渡邊 智也

大月法人会
青年部会長賞

税金は 見えないつながり 支え合い

吉田高等学校 3年 平井 凜菜

金賞

税制度 学んで私も 納税者

吉田高等学校 3年 小山田莉乃

金賞

税金は 国を支える 架け橋に

ひばりが丘高等学校 1年次 久内 春奈

銀賞

税金を 納めて安心 mylife

富士学苑高等学校 2年 鈴木慶次郎

銀賞

納税が 未来の日本に 花咲かす

ひばりが丘高等学校 1年次 須田 結愛

銅賞

納税は 地域を支える 第一歩

吉田高等学校 3年 齋藤 大誠

銅賞

税金を 納めて暮らし 生き生きと

富士学苑高等学校 2年 森田 泰弘